

第18回甲府市総合教育会議 会議録

日時

令和8年2月13日（金曜日）午前10時～午前10時50分

場所

甲府市役所本庁舎9階 研修室2

（事務局）

それでは、定刻となりましたので、ただいまより、第18回甲府市総合教育会議を始めさせていただきます。

会議の開催にあたりまして、一同であいさつを交わします。

恐れ入りますが、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

はじめに、市長よりご挨拶申し上げます。

（市長）

おはようございます。本日は、大変お忙しい中、第18回甲府市総合教育会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

教育長をはじめ、教育委員の皆さん、日頃より、本市の教育の充実・発展に多大なご尽力を賜り、教育行政が着実に推進できておりますことに、心より感謝申し上げます。

また、今年度より新たに教育委員にご就任いただきました委員におかれましては、今後とも何卒よろしく願いいたします。

さて、私は、今後も進展する人口減少社会に向き合って、それを乗り越えていくため、これまでも「未来志向のひとづくり」をキーワードとして様々な施策展開をしてきたところであり、とりわけ、本市の未来の担い手である「子供たち」への質の高い教育が、子供たちの更なる成長を後押しするだけでなく、地域社会の持続的な発展を支えることにもつながると考えております。

こうした中、様々な教育課題等により、教員の業務は複雑化、多様化しており、子供たちと向き合う時間や授業改善に取り組む時間などの縮小が課題となっているものと認識しております。

教員の多忙化解消に向けた取組を推進していくことは、子供たちがより質の高い教育を受けることにもつながると捉えておりますので、本日は、「教員の働き方改革」に関わります「業務量管理・健康確保措置実施計画」の案について、教育委員の皆さんと意見交換しながら、考えてまいりたいと存じます。

本市の最上位計画であります第七次甲府市総合計画が、この4月からスタートします。総合計画に掲げる基本目標「未来に輝く「ひと」を育む」ことは、まさに「まちづくりはひとづくり」であり、「子ども最優先のまちづくり」の実現にもつながるものと考えております。本日の会議が、総合計画に掲げるこども施策にとっても有意義なものとなりますよう活発なご意見、ご議論をいただくことをお願いし、私からの挨拶とさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。本会議は、会議録作成のため、ご発言内容を録音させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。それでは議事に入ります。

本日の議題は、「教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画」いわゆる「業務量管理・健康確保措置実施計画」の案についてです。

議事進行につきましては、市長よりお願いいたします。

(市長)

早速、議事に入りたいと思います。

はじめに、(1)「業務量管理・健康確保措置実施計画」の案について、教育長よりご説明をお願いいたします。

(教育長)

「業務量管理・健康確保措置実施計画」の内容説明の前に、まず、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」の概要につきましてご説明いたします。

資料1をご覧ください。この法律の一部改正の内容につきましては、学校教育の質の向上に向けて、教師に優れた人材を確保する必要があることに鑑み、学校における働き方改革の更なる加速化、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教師の処遇改善を一体的・総合的に進めるため、教育職員の服務監督教育委員会に対する「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定及び当該計画の実施状況の公表等の義務づけ、教職調整額の4%から10%への段階的な引き上げ、学級担任手当の支給、などの措置を一括して講じるものとなっております。

教職調整額の段階的引き上げと、学級担任手当の支給等につきましては、すでに令和8年1月1日に施行されておまして、業務量管理・健康確保措置実施計画につきましては、令和8年4月1日から施行となっております。

この法改正に伴いまして、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定をはじめ、働き方改革の取組状況の見える化と、それを通じたPDC Aサイクルの構築、さらには実施状況の公表等が求められておりますことから、今回の総合教育会議において「業務量管理・健康確保措置実施計画」の案をお示しさせていただき、皆様のご意見を伺う中で、今年度内の計画策定を加速させてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お配りしております資料2に沿って、本市における「業務量管理・健康確保措置実施計画」の案につきましてご説明いたします。

お手元の資料2の表紙をめくっていただき、1ページをご覧ください。

「1 本計画の趣旨・現状」について、ご説明いたします。

本計画につきましては、様々な調査結果から、教員の長時間労働が健康を害し、教育の質の低下、教員のなり手不足などを引き起こす懸念がある中で、教育職員の勤務状況を改善し、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き生きと児童生徒等への教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいと両立し、学習指導要領等において目指している理念の実現に向けてよりよい教育を行うことをねらいとしていくものでございます。

ここで、本市の現状につきましてご説明いたします。本市におきましては、これまで「甲府市教員の多忙化改善対策検討委員会」において、教員の多忙化の実態を把握し、様々な改善策を取りまとめた「甲府市多忙化改善計画」を策定する中で、教育課程や日課表の見直しをはじめ、ICTの活用による業務の効率化や部活動地域展開に係る課題の解決、スクールサポートスタッフ等の支援スタッフの有効活用などに取り組んでまいりました。こうした取組により、一定の効果はあったものの、時間外在校等時間が45時間を超える教職員は依然として多く、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出していく必要があります。このたび、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正されましたことから、その第8条に基づき本計画を策定するものであります。

次に、資料2ページをお開きください。

本計画において達成を目指す目標を次のとおり定めたいと考えております。

(1) 時間外在校等時間に関する目標につきましては、

- ・令和8年度末までに時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員をゼロにする
- ・令和11年度末までに1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・令和11年度末までに1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にするの3つとしました。

(6) のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標をご覧ください。これらの目標は給特法改正に伴い、新たに必須になった目標になります。高ストレス者の割合をKPIとし、令和6年度の8.65%を11年度までに5%にするという目標といたします。

次に、3の「計画の期間」をご覧ください。

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

4の「実施する業務量管理・健康確保措置の内容」についてご説明いたします。

本計画は国の指針に基づき、別紙資料3にあります「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極

的に参画すべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」という「学校と教師の業務の3分類」を踏まえて取組を計画いたしました。

その3分類の1つ目「学校以外が担うべき業務」についての、最初の菱形、「登下校時の通学路における日常的な見守り活動等」につきまして、学校運営協議会などと連携し、保護者や地域住民による活動を推進してまいりたいと考えております。

続いて、3ページをご覧ください。

上から2つ目の「保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等」については、学校が「すてっぷ」の専門スタッフやスクールロイヤーに相談することにより、事案の早期解決を目指します。

その次になります、「作品募集・イベントチラシ類の配付」については、すでにwebチラシを導入していますが、さらに今後は、原則学校でのとりまとめがない応募方法を、関係機関や団体に働きかけてまいります。

3分類の2つ目「教師以外が積極的に参画すべき業務」についての1つ目、「調査・統計等への回答」につきましては、教育委員会で回答できるものは、教育委員会が回答し、学校に調査を依頼する場合には、校務支援システムの機能等を活用することで、回答の負担軽減を図ります。

4ページをご覧いただきたいと思っております。

「校内清掃」につきましては、すでに複数校で実施しておりますが、清掃活動の回数、範囲の合理化等を促進するとしました。

「部活動」については、来年度から基本的に朝練を廃止する方向で取組を進めてまいりたいと考えております。すでに、県内外の多くの地域で、また本市においても一部の中学校では廃止や、日数を絞るなどして、動きはじめていますが、全中学校において廃止することにより、教員が本来の始業時刻に近い時間に出勤することが可能になってくるものと考えています。

なお、*（アスタリスク）がついた15種目につきましては、来年度中に、休日、原則月2回、地域展開を目指していきたいと考えております。

さらにその下になりますが、指導者の確保や大会主催者との協議の上、①と②の実施に向けた取組を進めてまいります。①は休日の部活動は学校単位でなく、地域クラブへの完全移行を目指し、②は教育内大会に地域クラブで参加できる体制を目指してまいります。段階的に平日の部活動終了時刻を前倒しし、将来的には勤務時間内に活動終了となるように取組を進めてまいります。

次に、3分類の3つ目の「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」の1点目になります「授業準備、学習評価や成績処理」の1つ目、「段階的に中学校への自動採点システムの導入」を進めて

まいりたいと考えております。とりわけ、来年度は大規模校への導入を予算要求しており、財政当局との協議を進めております。また、授業や行事の準備などは、教師の業務ではありますが、スクールサポートスタッフを配置したり、生成AIやICTを活用し、授業準備や会議録のまとめ、教材作成を行えるように努めることで業務負担を軽減してまいりたいと考えております。

次の「支援が必要な児童生徒・家庭への対応」につきましても、引き続き様々なスタッフを学校に配置し、支援が必要な児童生徒に対し、きめ細かな支援体制を整備してまいりたいと考えております。

5ページをご覧いただきたいと思います。

「(2) 学校における措置の推進」では、1つ目の「教育課程の見直し、学校行事の精選又は統合を検討する」ことや、4つ目の「小学校においては、学校規模に応じた教科担任制の導入を検討する」などして、各学校の実態に応じた取組を推進することとしております。

続いて(3)「教職員の健康及び福祉の確保に関する取組について」をご覧ください。

2つ目の「11時間を目安とする勤務間インターバルを確保するための最終退勤時刻の設定に取り組む」こととしました。こちらは時間を計って管理するという意味ではなく、まずは各校で最終退勤時刻を設定し、インターバルがとれるように声かけなどの働きかけを行うという取組です。例えば、朝8時に出勤するのであれば、前日はどんなに遅くとも夜9時までには退勤するという目安を設け、教職員の意識改革を含めた働きかけを行ってまいりたいと考えております。また、一番下の点「市内一斉の学校閉庁日」については、引き続き年間7日程度設定し、夏季休業中を中心にまとまった休暇を取得できるように努めてまいります。

最後に「5. 関連する取組、今後のフォローアップについて」ご説明いたします。

教育委員会では、取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、甲府市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することといたします。目標の達成率の見取りにつきましては、校務支援システムやストレスチェックなどの調査を実施し、状況を把握してまいります。

次に、6ページの2つ目にありますように、本計画につきましては、本市の多忙化改善対策検討委員会において、計画や取組の見直し等について意見交換を行う予定でございます。

最後に、本計画の実施に当たり、本市の関係部局や関係機関と連携を深めるとともに、保護者や地域の方々への周知や取組への協力を得られるようフォローアップを進めてまいります。なお、この「業務量管理・健康確保措置実施計画」につきましては、給特法第8条において、計画策定と実施状況の公表を義務付けられていることに加えて、計画の内容及び実施状況について、この総合教育会議

への報告を義務付けられておりますので、来年度以降は、この総合教育会議の場で、実施状況についてご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上が、「業務量管理・健康確保措置実施計画」案の説明となります。皆さんのご意見やお考えをお聞かせいただければと存じます。

(市長)

教育長から詳細なご説明をいただき、ありがとうございました。

教員の働き方改革は、教員が心身ともに健康を保ち、子供たち一人一人と向き合う時間を創出するための喫緊の課題であり、より一層の推進が、質の高い学校教育の継続的な提供に繋がるものと考えておりますので、本日は教育委員の皆さんと闊達な意見交換ができればと考えております。

教育長からの計画案の詳細を聞いただけでも、学校現場の忙しさが伝わってきます。多忙化改善に向きあっているいろいろなことに取り組んできたところではありますが、計画案では、みんなでやっという決まり事もしっかり記載されていますので、教育委員のみなさんのご意見も伺いながら、市長部局としてもできる限り協力していきたいと思っています。

まず、本計画案1ページにあります「本市の現状」についてご意見をいただきたいと思います。委員、いかがでしょうか？

(委員)

本市では、これまでに「甲府市多忙化改善計画」を策定し、ICT活用による校務効率化や給食費の公会計化、留守番電話や高速プリンターの導入など、様々な取組を進めてきたことは、学校現場における負担軽減に資する効果的な取組であったと考えています。

しかしながら、令和6年度の時間外在校等時間の状況を拝見しますと、45時間を超える先生方が小学校では30.7%、中学校では57.4%、高校でも36.5%もいるとのことで、本計画を着実に実行し、質の高い教育を提供する必要があると強く感じています。

特に、中学校については部活動指導もあり、半数以上の先生方が、大変忙しい状況にありますので、業務分担の見直しや適正化を図り、時間的余裕を生み出していくことが大切だと思います。

(市長)

ありがとうございます。一人一台端末を令和2年度から配備したことにより、学校での業務も格段

に効率化が進んだのではないかと感じています。

昨年11月、池田小学校におじゃました際、6年生の算数の授業では、端末に入ったアプリを活用して、児童がクイズ形式の問題を解いている様子を参観しました。このアプリにつきましては、教育委員会で作成したと聞いておりまして、こうしたアプリなどの活用が、先生方の授業準備時間の削減につながるものと感じていますが、これだけでは厳しいところもありますので、多角的な取組を進めていく必要があると思っています。

それでは次に、計画案2ページの「目標」や「計画の期間」についてご意見を伺いたいと思います。委員、いかがでしょうか。

(委員)

先ほどの本市の状況から、時間外在校等時間が月80時間を超えている先生方の割合は、小学校で1.6%、中学校では15.5%、高校では4.8%であるとのデータが示されていました。

月80時間を超えて時間外に仕事をされているということは、平日では、およそ4時間の超過になり、夜9時頃に退勤されているということが推測されます。

中学校では、休日の部活動の時間も加わり、多くの先生方がかなりの超過勤務となっています。そう考えますと、この目標の(1)の最初にあります、「令和8年度末までに時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員をゼロにする」という目標は、来年度早急に取り組むべき目標になると思います。

また、「令和11年度末までに」と示されている目標についても、改正された給特法の「附則」にある内容を意識されての設定だと思えます。来年度から令和11年度までの4年間の計画期間で、中学校では、部活動に対する取組が中心になると思いますが、先生方が余裕をもって教育活動に取り組めることを願っています。

(市長)

ありがとうございます。先ほどの教育長のご説明では、(6)の「ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標」が今回の給特法改正に伴いまして、新しく加わった目標ということでした。

(1)から(5)の目標達成を目指しつつ、これからの時代は、学校の先生方が仕事だけでなく、家族との時間や趣味の時間なども大切にしつつ、ストレスが少なく業務にあたっていただくことが、結果として子供たちにも良い影響を与えることにつながると感じています。

委員がおっしゃったように、まずは、時間外80時間超過の先生方を減らしていくことが急務と思いますので、目標に向かって取組を進めていただきたいと思いますと考えております。

それでは次に、2ページの4「実施する業務量管理・健康確保措置の内容」についてご意見をお聞かせいただきたいと思います。こちらは、国が示す「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し案が示されています。まず、初めに、①の「学校以外が担うべき業務」につきまして、ご意見がありましたらお願いいたします。委員、いかがでしょうか。

(委員)

資料2ページの「登下校時の通学路における日常的な見守り活動等」の項目に、「児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する」取組がありますが、学校の先生方の始業時刻は一般的に朝8時15分や8時20分と聞いております。

しかしながら、児童生徒がその時刻より前に登校してくることから、実際には始業時刻の前、例えば朝7時30分ごろには先生方が学校に到着し、子供たちを迎え入れ、授業まで安全に過ごせるよう見守りをしていると聞いています。先生方の勤務時間を考えますと、原則的には始業時刻以降に、子供たちが登校すべきと考えますが、一方で、各家庭では、お仕事の都合で、子供を早く送り出さなければならない事情もあると思います。

そうした家庭の事情もありますし、見守り活動をしてくださっている地域ボランティアの方もおりますので、登校する時間の見直しについては、地域やPTAの皆さんと十分に協議をする中で進めるようお願いします。

また、その見守り活動自体も、先生方の力を借りながら行っていますので、計画案にあるように、学校運営協議会がそのような課題を解決する場であることから、学校運営協議会を活用して、保護者と地域住民が主体となった登下校の見守り活動が実施されることを期待します。

(市長)

ありがとうございます。委員がおっしゃるとおり、教員の正規の勤務時間と勤務実態に、ずれが生じておりまして、長年、先生方の善意に頼って、子供たちの安全が確保され、学校が運営されてきた部分が多かったように感じています。こうした今までの慣習を見直して、地域の方々と協力して、対応していく必要もあるとも感じているところであります。本計画にもあります「学校運営協議会」で改善に向けた、前向きな議論が行われることを期待しているところであります。

他に、「学校以外が担うべき業務」について、委員、いかがでしょうか。

(委員)

資料3ページにあります「作品募集・イベント周知のためのチラシ類の配付」についてですが、学校ではこれまで多様な関係機関・団体からの依頼がありまして、作品募集やイベントのチラシを配付していました。特に夏休みなど長期の休業前は依頼が大変多く、子供たちの学期末の成績処理で忙しい時期にも関わらず、クラスごとに配付物を仕分け、学級担任が1枚ずつ配っていました。各機関からのそれぞれの依頼は小さいですが、これが積み重なることで大きな負担となっていました。今回、そのようなチラシ類はウェブ掲載とし、紙の配付は原則行わないとしたことにつきましては、大きな前進であると思います。関係機関・団体の皆様のご理解をいただきながら進めていただきたいと思います。

また、応募につきましても、夏休み明けに大量の作文、ポスター、標語などの作品が児童生徒から学校に提出され、締切日が早いものもあり、2学期始業式から1週間以内に関係機関へ提出という現状も未だにあるようです。中には優秀作品を学校が選定しなければならず、本来業務ではない、応募作品の選定、提出に追われる状態もあります。今後は、この点につきましても、それぞれの機関や団体に、学校を経由しない方法での作品提出を検討していただくよう、働きかけをお願いします。

(市長)

ありがとうございます。おそらく、先生方は、関係機関・団体からの依頼に対応し、様々な分野の作品を審査しなければならず、本来の業務ではないものの、かなりの時間を費やしているものと拝察いたします。教育委員会が主体となって、働きかけを進めていただきたいと思います。

では次に、3ページの②の「教師以外が積極的に参画すべき業務」について、ご意見をいただきたいと思います。委員、いかがでしょうか。

(委員)

4ページの部活動についてですが、先ほどのデータのとおり、中学校の時間外が小学校に比べて多い原因には、部活動の業務があると思います。一番上の点にあります「朝練」は朝7時40分くらいから開始になるのが一般的だと思いますが、そうしますと生徒が登校する頃には先生方も学校にいると思いますので、勤務の始業時刻よりはかなり早い時間から部活動の業務をなさっていることになり

ます。甲府以外の地区ではすでに朝練を廃止していると聞きますので、この方向で進めてほしいと思いますが、生徒たちの気持ちもあると思いますので、段階的に取り組むなどの工夫をお願いします。

また、来年度から15種目で、休日月2回程度の地域展開を実施するとのことで、こちらに関しても、本計画の目標に近づくためには、中核となる取組ですし、その先には、①・②にあるように、休日は完全に地域クラブで行い、さらに、教育内大会参加も可能になってくるとなれば、部員不足でもスポーツや文化活動に親しむ機会を確保・充実しつつ、教員の多忙化改善は大きく進むことになると思います。①・②は関係機関・団体との協議や運営体制の確立もあると思いますので、時間のかかることとは推測されますが、準備が整った種目からでも、できる限り早期に実現されることを願います。

一方、甲府商業高校では、例えば、ソングリーダー部が世界大会に出場するなど、部活動の実態について、中学校と状況が違ふところがあると思いますので、外部指導者や複数顧問制など、できることから改善を図っていただければと思います。

(市長)

ありがとうございます。委員のご意見から、朝練をなくすことで、おそらく30分程度は、時間外勤務が減ることが考えられますし、休日月2回の地域クラブへの移行が進めば、毎月6時間はさらに削減されると考えられます。朝練の基本的な廃止や部活動の地域展開などに向けましては、「教員の働き方改革」という視点とともに「子供の技術の向上や健康にとってよりよい環境をつくる」という視点も持ち合わせながら進めていただきたいと思います。部活動の地域展開は、甲府市が率先して進めていますが、大会参加や発表機会の減少で参加率が下がってきているとも聞いていますので、工夫をしていっていただきたいと思います。また、新年度から多くの種目が地域展開しますので、産みの苦しみもあり、先生方も大変かとは思いますが、勤務時間の削減につながっていくものだと思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、次に4ページの③の「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」について、ご意見を伺います。委員、お願いします。

(委員)

③の項目には、主にスクールサポートスタッフなどの支援スタッフの配置により、先生方の業務負担を軽減する取組ですが、学校が対応する課題は、不登校、いじめ、特別支援教育、外国人児童生徒等、多様化また複雑化している状況にあると思います。さらに、本市においても教員の欠員が生じて

おり、厳しい勤務実態が伺えます。このような中、様々な支援スタッフを配置し、子供たちの学びや先生方の業務をサポートする体制を整えることは、大変重要な取組になると考えます。

また、「すてっぷ」にいるスクールソーシャルワーカーが、家庭・学校・関係機関のつなぎ役として、家庭訪問をした様子や関係機関との協議内容を丁寧に学校に伝えるなどして、早期の課題解決や、教員の負担軽減に貢献していると聞いております。

子供を取り巻く環境には、虐待や貧困という課題もある中でその問題は多様化、複雑化しております。一人一人の状況に合わせた個別性の高い対応が求められるため、先生方だけでは解決が難しいケースが増加しています。専門的な知識と視点から子供本人だけでなく、取り巻く環境すべてに働きかけ、解決に向けた支援を行えるスクールソーシャルワーカーの活躍が欠かせないと感じています。

このように学校を支援する人材を確実に配置し、子供たちへよりよい教育と先生方の働きやすさの両立が実現するようお願いします。

(市長)

ありがとうございました。私も学校訪問の際に、ほっとルーム担当の市単教員の先生や、特別支援教育支援員の方が子供に寄り添ってサポートしている姿を何回も見てきました。校長先生からも、現状の学校においては、欠かすことのできない人材であると聞いていますので、今後におきましても、このように学校を支援するスタッフを継続して配置していきたいと考えています。

また、この計画の中には、中学校に自動採点システムを段階的に導入することも盛り込まれております。お一人で数百人分の採点をこなしている先生もいらっしゃるとお聞きしていますので、自動採点システムの段階的な導入により、先生方の負担軽減が図られることも期待しているところです。

では、次に資料5ページをご覧ください。

引き続き、計画期間中の重点項目としている「(2)学校における措置の推進」及び「(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組」について、委員、いかがでしょうか。

(委員)

まず、「(2)学校における措置の推進」の1つ目の点にあります。「教育課程の見直し、学校行事の精選又は統合」に関連しての意見になりますけれども、コロナ禍をきっかけに、学校では様々な学校行事の精選をさらに進めました。その中で、特に大きく変わったのは、小学校の運動会です。以前は、子供は弁当持参で終日開催でした。運動会のダンス・表現等の発表につきましては、より完成

度の高いものを目指して、特別日課を設定して、その期間中に体育の授業を普段より厚くし、練習量を多くしてきました。コロナ禍では、感染拡大防止のために、また、運動会の練習に多くの時間がかけれないこともありまして、種目を減らし、昼食をとらない半日開催になりました。ただ半日開催の中でも、体育の授業としてのねらいや集団づくりのねらいは達成されまして、高い完成度を求めないことで、子供たちが自分の力を最大限発揮することで、よりよい発表になり、子供たちの精神的負担軽減や教師の働き方改革につながったという経緯がございます。保護者の方からも、「今までの1日開催では、自分の子供の順番しか見なかったが、半日ならすべての学年の様子を見ることができ、子供の成長過程がよくわかるようになった」「昼食場所を確保しなくてよくなった」「お弁当をつくる負担が減った」と好評なご意見をいただいております。

このように、今までの学校では「当たり前」だったことを見直し、教育活動のねらいを達成しつつ見直しや精選を図れることは、ほかにもまだあると思います。引き続き、各学校においては、学校の実態に応じて、教育課程の見直しや学校行事の精選・統合とともに、その項目の下にあります「日課表の工夫」などを検討していただきますようお願いしたいと思います。

もう1つ、「(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組」にあります「11時間を目安とする勤務間インターバル」についてですが、今回、国が示す指針で改正された箇所でもありますが、最終退勤時刻の設定に取り組むことなどによりまして、教員がしっかり休養を取って、翌日の授業を生き生きと行い、明るい表情で子供たちと接することは、先生方の健康面とともに、児童生徒の安心感にもつながります。そうした観点から、学校閉庁日の設定を引き続き行っていただくなど、教員が体を休める体制づくりをさらに進めていただきたいと思います。

(市長)

ありがとうございます。今回、国が示す指針には、単に在校等時間数を減らすのではなく、働きがいやワーク・ライフ・バランスといった目標もあわせて達成することが求められています。(3)にありますストレスチェックや相談窓口の充実等の取組を進めていく中で、先生方の健康及び福祉の確保が必要と考えます。委員、ありがとうございました。

では、最後に5の「関連する取組、今後のフォローアップ」について、いかがでしょうか。委員、お願いします。

(委員)

資料6ページをご覧ください。1つ目の点にありますように、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施したり、2つ目の点では、本市の多忙化改善対策検討委員会において、取組状況の確認や計画の見直しについて意見交換を行ったりする、と説明がございました。今回は、この内容で計画が策定される方向で進んでいくと思いますが、各種データ、調査を毎年確認する中で事業評価を行い、本計画がより実効性のある計画となりますよう、随時見直しをお願いしたいと思います。

また、最後の点には、「保護者や地域の各自治会等に対して、業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む」とあります。教員の働き方改革には、学校や教育委員会だけの理解や確認だけでは進まないと考えますので、保護者や地域の理解と協力を十分得られるよう、ホームページ上での本計画の公開とともに、チラシ等の配付を行うなど、周知に努めていただくようお願いします。

(市長)

ありがとうございました。私も学校、家庭、地域が「子供たちへのよりよい教育の実現」を合い言葉にさせていただいて、教員の働き方改革の必要性に共通理解を示し、本計画のもと、様々な取組を進めていく必要があると改めて思ったところです。その上では、先ほど私が申しました学校訪問の際には、地域の方が調理実習の授業を手伝う様子も拝見しましたが、このような地域や保護者、さらには学校運営協議会との連携が、教員の負担軽減と同時に、子供たちの豊かな学びや安全安心にもつながっていくことを期待しています。また市役所内においても、教育委員会と各部局が連携し、協力できる環境作りをしていかなければならないと感じているところです。ありがとうございました。

(市長)

一通りご意見をいただきましたが、そのほかに何かございますか。教育長いかがでしょうか。

(教育長)

市長の方からもありましたとおり、学校の努力とともに、地域との連携も非常に大切な視点だと思いますので、コミュニティースクール等も活用しながら、(教員の働き方改革を)一歩ずつ進めたいと思います。

(市長)

今日は、委員の皆さん、それぞれから、たくさんの貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

冒頭にも申し上げましたが、この4月から第七次甲府市総合計画がスタートします。私自身、未来の甲府を創り上げていくのは、まさに、子供たちであって、子供たちが夢や希望を抱きながら、健やかに成長してほしいと願う中、教員の皆さんが教員にしかできないことに注力しその専門性を子供たちのために遺憾なく発揮でき、働きがいがあり働きたいと思える、そんな環境を整えることは、未来の社会の担い手である子供たちへの質の高い、新しい時代の教育にとって必要であると考えているところです。

働き方改革の推進に向け、「学校現場のこれまでの『当たり前』を見直していく」ということは、とてもパワーがいることだとは思いますが、教育長を先頭にすべての教員の皆さんが本計画で示す取組に主体的に取り組んでいただくことを期待していますので、引き続きよろしく申し上げます。

(市長)

次に、議題（2）の「その他」といたしまして、委員の皆さんから何かございませんか。

(なし)

(市長)

それでは、以上で議事を終了します。スムーズな進行にご協力いただきありがとうございました。
事務局に進行をお返します。

(事務局)

市長、委員の皆さま、ありがとうございました。

以上をもちまして、第18回甲府市総合教育会議を終了させていただきます。

本日は、ありがとうございました。